

介護保険サービス

指定申請及び運営の手引き

【（介護予防）居宅サービス・（介護予防）地域密着型サービス・居宅介護支援・

総合事業（指定第一号事業）】

（施設サービスを除く）

八王子市 福祉部 高齢者いきいき課

事業者指定担当

目次

1. 介護保険の指定事業者になるために	1
I 指定を受けるための要件	
II 八王子市暴力団排除条例	
III 新規申請の流れ等について	
2. 介護保険の概要	7
I 介護保険制度について	
II 介護保険法	
III 介護保険の財源	
IV 介護保険制度における法令遵守のためのしくみ	
3. 指定・運営基準の概要	11
I 介護保険指定事業者に係る主な関係法令	
II 趣旨（条例の性格）	
III 用語の定義	
4. 各基準（人員・設備・運営）	16
I 人員基準	
II 設備基準	
III 運営基準	
IV 独自条例部分	
5. 介護報酬の概要	30
I 介護報酬について	
II 介護報酬に係る主な関係法令	
III 介護報酬算定上における端数処理について	
IV 地区別単価について	
V 介護報酬の問合せ先について	
6. 指定後の変更届等に係る届出について	33
I 変更届	
II 休止・再開・廃止届	
III 加算届	
IV 更新申請	
7. 事故報告について	37
8. 各所管課等への事前確認が必要な主な事項	38
9. 関連ホームページリンク先、関連通知等	39
I 八王子市の関連ホームページリンク	
II 厚生労働省の関連ホームページリンク	
III 東京都の関連ホームページリンク	
IV その他関連ホームページリンク、関連通知等	
10. 問合せ先一覧	42

1. 介護保険の指定事業者になるために

I 指定を受けるための要件

介護保険法にもとづく各サービスの提供を行いたい場合は、各サービス事業者に定められた基準を満たした上で、市より指定を受けなければなりません。市の指定を受けるためには、介護保険法とそれに基づく各基準や通知等による命令を遵守し（法令遵守）、以下の条件をすべて満たしていなければなりません。

また、高齢者虐待防止法や労働基準法等、他法に抵触していないことが要件になります。

□ 法人格について

介護保険の各事業を申請するには、法人格を有する必要があります。ただし、医療系サービス（訪問看護ステーションを除く）については若干異なります。医療系サービスは、病院、診療所での開設が基本となるため、法人格の必要はありません。

※ 法人の種類によっては、事業開始に当たり、定款について所轄庁の認可（認証）が必要な場合があります。詳しくは所轄庁へお問合せください。

□ 人員・設備基準等の準備について

申請の時点で、指定の時点には市条例に定める人員基準・設備基準を満たしていることが確実と見込まれることが必要です。申請の時点で人員の未確保や工事中・備品等未納入の場合は申請書の受理は出来ません。

□ 欠格条項について

各サービス事業に規定する欠格条項に該当していないことが条件となります。

サービス種別	根拠条文
居宅サービス	介護保険法第 70 条第 2 項各号
地域密着型サービス	介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号
居宅介護支援	介護保険法第 79 条第 2 項各号
介護予防サービス	介護保険法第 115 条の 2 第 2 項各号
介護予防地域密着型サービス	介護保険法第 115 条の 12 第 2 項各号
介護予防支援	介護保険法第 115 条の 22 第 2 項各号
地域支援事業のうち、指定第一号事業に該当するサービス（以下「総合事業」という）	介護保険法第 115 条の 45 の 5 第 2 項 八王子市介護予防・日常生活支援総合事業 指定事業者の指定等に関する要綱第 7 条

※ 欠格条項については、上記介護保険法の条文の他、厚生労働省からの Q & A（「介護保険最新情報」Vol. 6 及び 73）等もご確認ください。

□ 指定後の人員・設備基準等の運営について

指定事業者は市条例で定める人員・設備・運営基準に従い、サービス提供しなければなりません。
基準等を十分に理解した上で、申請を行ってください。

Ⅱ 八王子市暴力団排除条例

市では、暴力団が市民の生活や社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって市民及び事業者の安全安心が脅かされることのないよう、「八王子市暴力団排除条例」を制定（平成23年12月15日公布）しました。

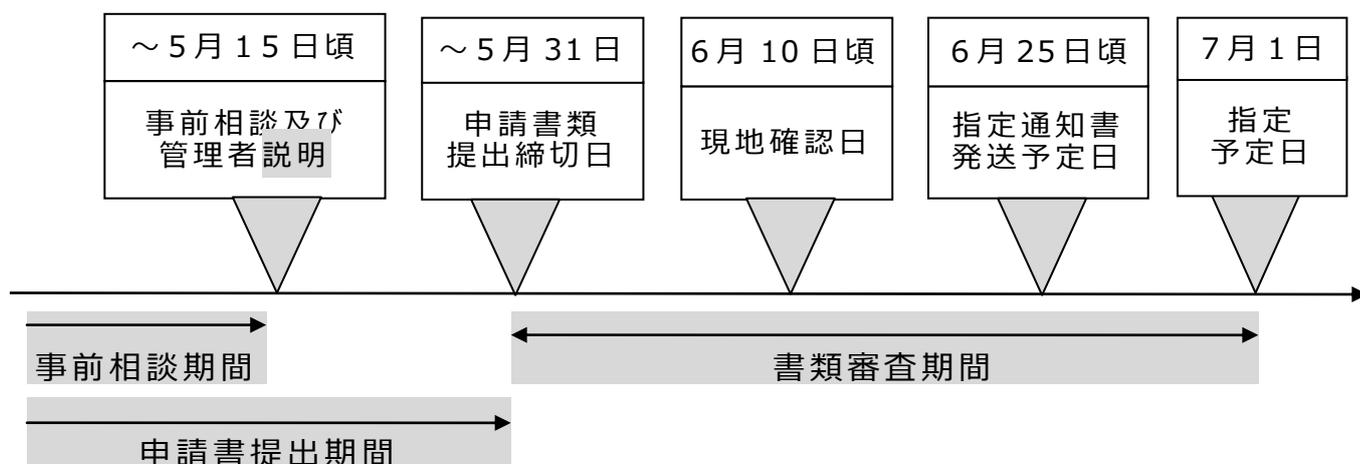
このため、市で事業を行っている法人は「八王子市暴力団排除条例」に基づき、誓約書を頂いています。

【八王子市暴力団排除条例】

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/moshimo/bohan/031919.html>

Ⅲ 新規申請の流れ等について

1. 一連の流れ（例：平成27年7月1日に指定を受けたい事業所）



2. 事前相談及び管理者説明について

- 指定申請を行う前に必ず事前相談を行ってください。 事前相談期間では、指定申請に係る質問、事業者の事業計画の確認、平面図等による通所介護事業所等の設備面の相談等を行います。設備面での相談の場合、持参して頂く建物平面図等については、正確かつ鮮明で、スケールなど判断に必要な情報が入ったものをお願いします。
- 来庁の際は担当者が不在の場合がありますので、事前に電話で確認のうえ来庁してください。
なお、月末は指定申請受付が混み合い、対応できない場合がありますのでご遠慮ください。

- 事前相談時に、窓口にて「指定申請及び運営の手引き」について説明を行いますので、管理者になる予定の方が「指定申請及び運営の手引き」を印刷した上でお越しく下さい。
- 事業を行うにあたり、その物件が都市計画法や建築基準法等、他法の基準違反に抵触していないか、事前に都市計画課等、別の所管にも必ず確認を行ってください。（P 37 参照）

3. 申請時の確認及び注意事項

- P 1 の「指定を受けるための要件」を満たした上で、かつ P 2 の事前相談・管理者説明を受けているか、再度確認してください。

Q 法人設立手続き中ですが、申請はできますか。

A 法人登記が完了した時点で申請してください。なお、定款・登記簿変更手続き中であっても、同様の取扱いとなります。

Q 先に指定を受けておいて、体制が整ってから営業を開始することができますか。

A できません。事業を実施できる体制が整っているうえで指定申請を受け付けています。

- 定款については、申請時に定款の「事業目的」に申請される事業が記載されており、法人の行う事業として位置付けられていることが必要です。

- 登記事項証明書については、申請書の添付書類として、申請する「事業目的」が記載された登記事項証明書または履歴事項証明書（3ヶ月以内に発行のもの）が必要となります。

Q 添付書類として定款・登記簿を提出するに当たり、注意点はありますか。

A 定款の目的欄に当該事業に関する記載が必要です。定款・登記事項証明書に当該事業の記載がない場合は、書類を受理できませんので、ご注意ください。

また、法人の種類によっては、定款について所轄庁の認可（認証）が必要な場合があります。詳しくは所轄庁へお問合せください。

（記載例）

訪問介護を行う場合	介護保険法に基づく訪問介護事業
介護予防訪問介護を行う場合	介護保険法に基づく介護予防訪問介護事業
居宅サービス全般を行う場合	介護保険法に基づく居宅サービス事業
介護予防サービス全般を行う場合	介護保険法に基づく介護予防サービス事業
居宅介護支援を行う場合	介護保険法に基づく居宅介護支援事業
総合事業を行う場合	介護保険法に基づく地域支援事業

※ 社会福祉法人の記載例に関しては、指導監査課 社会福祉法人認可監督担当（042-620-7296）にお問合せください。

- 事業譲渡や法人の合併により申請者（事業所を運営する法人）が変わる場合
⇒ 事業を譲渡する法人は廃止届、事業を引き継ぐ法人は新規指定申請を行ってください。
医療法人の合併に伴い申請者が変更になる場合については、事前にお問合せください。

 - 同一法人による廃止→新規での申請
同一事務所内の居宅と訪問介護が同番のケースでどちらかだけを別の場所へ移転する場合は、同法人による廃止→新規となります。
⇒ 同番の場合、異なる所在地に事業所が存在することはないので、移転したいサービスを廃止し、廃止するサービスの職員等でそのまま事業を行う場合でも、新たに申請を行うことが必要です。

 - 病院・診療所・施術所の中で福祉系サービスを実施する時に注意すること
⇒ 医療として使用することで許可を受けた面積部分で実施することはできません。
確認のために、病院等の用途変更の届出書の写しを求めることがあります。
申請前に、病院は都の医療政策部医療安全課（03-5320-4431）に、
診療所・施術所については、保健所（042-645-5115）に確認してください。

 - 有料老人ホームの建物内で居宅サービスの申請
⇒ 有料老人ホームは老人福祉法上の届出が必要になりますので、届出する部分に当該サービスのスペースが含まれる場合は、事前に高齢者いきいき課施設整備担当に相談する必要があります。
届出していないスペースを使用する場合でも、事前に確認してください。

 - 既に指定を受けている事業所の人員を異動する場合は、指定を受けようとする事業所の人員の双方を満たした上で申請を行ってください。

 - 申請書は、提出用と事業所保管用の2部を作成し、申請書の提出の際に収受印を押印したものを「控え」として、事業所において必ず保存管理してください。受理後、市保有の公文書の扱いとなり、市の情報公開・個人情報保護制度の対象として扱われます。

 - 指定申請書の作成についてのQ & A
- Q 複数のサービス事業所を同一の場所(住所地)で一斉に開設する場合、申請方法で注意する点がありますか。

A 事業の種類ごとにそれぞれ申請書類を作成してください。ただし、登記事項証明書については、原本は一通のみでかまいません(他の事業はコピーで可)。

また、介護保険外の事業と併せて行う場合は、その事業を所管する部署との調整が必要になることがありますので、ご注意ください。

(例えば、施術院等、開設の際に保健所の許可(届出)を受けている場所で介護保険事業を併せて行う場合、事前に保健所へご相談ください。)

Q 申請書に押印する印は、どの印鑑ですか。

A 法人の印鑑登録されている代表者印です。

Q 居宅サービスと介護予防サービスの指定を同時に申請する場合、申請書類は居宅サービス用と予防サービス用として、それぞれ作成する必要がありますか。

A 同一の事業所で、一体的に運営する居宅サービス事業と介護予防サービス事業（例えば訪問介護事業と介護予防訪問介護事業）の申請を同時にする場合、申請書類及び添付書類は1部で構いません。詳細については、お問合せください。

4. 新規指定書類の提出

介護保険施行規則に基づき、指定申請書類を提出して頂きます。

サービス種別	指定条文
居宅サービス	介護保険法施行規則第4章第2節
地域密着型サービス	介護保険法施行規則第4章第3節
居宅介護支援	介護保険法施行規則第4章第4節
介護予防サービス	介護保険法施行規則第4章第6節
地域密着型介護予防サービス	介護保険法施行規則第4章第7節
介護予防支援	介護保険法施行規則第4章第8節
総合事業	介護保険法施行規則第5章

- 介護保険の指定事業者になるために必要な要件（P1参照）を満たした上で提出してください。
- 八王子市のHPより、対象サービスの新規指定申請提出書類一覧を参照し、提出すべき書類を全て揃えて提出してください。なお、老人福祉法の届出も必要となりますので、申請書類と併せて提出してください。
- 指定日は毎月1日とし、申請書は指定月の前々月末までに提出してください。

Q 指定申請書類は郵送できますか。

A 郵送での申請はできません。あらかじめ電話で予約の上、窓口にお越しください。

- 提出すべき書類が、提出締切日に全て揃っておらず、書類の記載の不備や書類の不足等があった場合は、受理ができず指定をすることができません。訂正する時間を考慮し、提出締切日ではなく、早めに提出することをお勧めします。

- 申請書類を提出する場合は、必ず事前に電話で予約を取り、窓口にて提出してください。その際、提出書類に不備がないか確認をします。その後、訂正等必要な場合は後日電話で連絡します。

Q 申請書が受理されれば、確実に指定されるのでしょうか。

A 審査の結果、申請書類の受理後であっても申請書類の記入内容の補正等をお願いすることがあります。必要な補正がなされない場合や、指定要件を満たしていない場合は、指定できないこともあります。

- 提出すべき書類の提出が遅れると、指定が遅れますのでご注意ください。

- 指定申請書の提出についてのQ & A

Q 申請書類が受理されたのですが、事情があって取り下げたい場合どうすればいいですか。

A 取り下げ書を提出していただく必要がありますので、決定した時点で至急連絡してください。

Q 申請書類の受理後、指定されるまでの間に、申請内容と異なる状況になったのですが、どうすればいいですか。

A 申請書類を差し替えていただく必要がありますので、決定した時点で至急連絡してください。

Q 指定通知書はいつ頃もらえますか。

A 指定月の前月末までに、指定通知書を事業所宛（事業所住所）に郵送します。

事業所にポストが設置されていない場合や事業所名の表記がされていない場合等の理由で、返送されてくる場合がありますので、準備をお願いします。

なお、指定通知書は再発行しておりませんので、紛失しないよう気を付けてください。

5. 新規指定書類一覧

各サービスによって提出書類が異なりますので、詳細は八王子市のホームページをご覧ください。

（P 39にURLを掲載してあります。）

6. 現地調査

- 指定月の前月の10日頃に現地調査を行い、設備や備品、書類等の確認を行います。

※ 提出書類の審査が完了したとしても、現地調査の時点で、設備等が基準に該当しない場合は、指定することができない場合があります。

2. 介護保険の概要

I 介護保険制度について

介護保険制度の目的は、要介護者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、要介護者・要支援者に必要な介護サービスについて、国民の共同連帯の理念に基づいて、必要な保険給付を行い、国民の保険医療福祉の向上を図ることです。

介護保険法（平成 9 年 12 月 17 日・法律第 123 号）制定

介護保険法施行法（平成 9 年 12 月 17 日公布 平成 12 年 4 月 1 日施行）制定

II 介護保険法

法律	施行令	規則
介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号)	介護保険法施行令 (平成 10 年政令第 412 号)	介護保険法施行規則 (平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 36 号)

介護保険法 第一章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(介護保険)

第 2 条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）に関し、必要な保険給付を行うものとする。

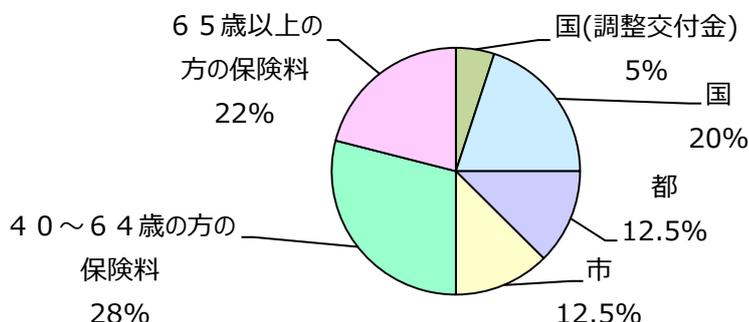
2 前項の保険給付は、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第一項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第一項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

Ⅲ 介護保険の財源

介護保険制度は、40歳以上の国民から集めた保険料と公費（税金等）により運営する、公的な性格の非常に強い制度です。このため、サービス提供を担う事業者は、基準を守った適正なサービス提供だけでなく、法令の自主的な遵守が求められます。



※ 在宅の場合の内訳
 ※ 平成27年4月現在

Ⅳ 介護保険制度における法令遵守のためのしくみ

●業務管理体制（介護保険法第115条の32～第115条の34）

平成21年介護保険法改正により、事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るために、事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられました。法人は、事業所数に応じて必要な体制を整備し、所管の行政機関に届け出なければなりません。

1. 事業所数に応じて整備する業務管理体制

届出事項	事業所数		
	20未満	20以上 100未満	100以上
法令遵守責任者（*）の氏名及び生年月日	○	○	○
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	×	○	○
業務の執行の状況の監査の方法の概要	×	×	○

（*）法令遵守責任者について（介護保険法施行規則第140条の39）

すべての法人において、介護保険法等の法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者を選任することとなります。（何らかの資格等を求めるものではありません）。法務部門を設置していない事業者（法人）の場合には、事業者（法人）内部の法令遵守を確保することができる者を選任します。代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

2. 届出先行政機関

区 分	届出先
① 指定事業所又は施設が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	厚生労働省老健局
② 指定事業所又は施設が2以上の都道府県に所在し、2以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の 都道府県
③ 地域密着型サービス（予防含む） <u>以外の指定事業所又は施設が東京都内（八王子市内も含む）のみ</u> 所在する事業者	東京都
④ 地域密着サービス（予防含む） <u>のみ</u> を行う事業者で、全ての事業所が <u>八王子市内のみ</u> に所在する事業者	八王子市

※ 届出先の例

- 八王子市内で訪問介護事業所を運営している事業所
⇒ 地域密着型サービスではないので、**東京都**へ届出
- 八王子市内で地域密着型通所介護、都内で訪問介護事業所を運営している事業所（都内のみの指定を受けている事業所）
⇒ 都内にも事業所の指定を受けているため、**東京都**へ届出
- 八王子市内のみで地域密着型通所介護の指定を受けている事業者
⇒ 市内のみの地域密着型サービスなので、**八王子市**へ届出

3. 業務管理体制の監督

行政は、業務管理体制の整備状況、事業者の不正行為への組織的関与の有無を確認する必要がある場合は、事業者から報告の聴取を受けたり、事業所の本部、関係事業所等の立入検査を行うことができます。

今回、介護サービス事業所の指定を受けた法人においては業務管理体制整備の届出、また事業所数の増加により上記区分が変更になった法人は、変更の届出が必要となります。届出の詳細・届出様式等は「東京都のホームページ」に掲載されております。

※ 東京都の業務管理体制に関するホームページはP40にURLを掲載してあります。

※ 上記④に該当する地域密着サービス（予防含む）のみを行う事業者で、全ての事業所が八王子市内のみに所在する事業者事業所は、東京都の様式を適宜修正してご使用ください。

●指導監督

事業所の適正な運営の実施を確保するために、市は指導監督を行います。

1. サービスの質の向上や適正な介護報酬の請求の観点から、健全な事業者の育成のための支援に主眼をおいた「指導」(介護保険法第23条、第24条)

- ・集団指導
- ・実地指導

2. 指定基準違反・不正請求等に対する「監査」(介護保険法第76条、第83条、第115条の7)

「監査」は、利用者等からの苦情相談に基づく情報等により、事業者の指定基準違反や不正請求が疑われるとき、その確認と行政上の措置が必要である場合に実施します。

「監査」の結果、改善すべき事項がある場合等は、以下の措置がとられます。

○「勧告」(行政指導)

市長は、指定居宅サービス事業者等が以下の場合に該当すると認めるときは、期限を定めて、是正の措置を取るべきことを『勧告』することができる。

- ① 法第74条第1項の市の条例で定める基準又は員数を満たしていない場合
- ② 法第74条第2項の指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準等に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない場合
- ③ 法第74条第5項に規定する便宜の提供を適切に行っていない場合（＊）

（＊） 事業の廃止、休止の届出の際、当該届出の1ヶ月以内にサービスを受けていた者が、当該事業の廃止又は休止の日以降においても引き続き当該指定居宅サービスに相当するサービスの提供を希望するものに対して、必要なサービスが提供されるよう関係者の連絡調整その他の便宜の提供がおこなわれていない場合

※ 期限内に「勧告」に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

○「命令」(行政処分)

「勧告」に対して、正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合に、期限を定めて、その勧告に係る措置を『命ずる』ことができる。

※ 「命令」を行った場合は、その旨を公示しなければならない。

○「指定取り消し、指定の全部又は一部の効力の停止」(行政処分)

都道府県知事は、介護保険法（第77条）において定められた指定事業者の取消等の要件に該当する場合は、指定取り消し、又は期間を定めて指定の全部又は一部の効力の停止を行うことができる。

○指定取り消しの連座制

1 事業所の指定取消が、その事業者（法人）の同一サービス類型内の他事業所の新規指定・更新の拒否につながる仕組み。

3.指定・運営基準の概要

I 介護保険指定事業者に係る主な関係法令

【国】

サービス種別	省令	通知
居宅サービス	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等に関する基準について
介護予防サービス	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	
居宅介護支援	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について
介護予防支援	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について
地域密着型サービス	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について
介護予防地域密着型サービス	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	

※ 「基準」の遵守にあたっては、上記「基準」等の他に、厚生労働省関係通知、介護サービス関

係 Q&A（国）、八王子市条例等も確認してください。

（厚生労働省関係通知、介護サービス関係 Q&A 等は P 4 1 に URL を掲載してあります。）

【八王子市】

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 72 号）等に基づき、国が一律に定めていた指定基準を市が独自に条例などで規定することになり、八王子市では、国の基準（省令）を基準（条例）と規則に分けて定めています（地域密着型及び総合事業は条例のみになります）。

サービス種別	条例	規則	要綱／要領
居宅サービス	八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則	八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定居宅介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領
介護予防居宅サービス	八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則	八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例施行要領
居宅介護支援	八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例	八王子市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例施行規則	八王子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領
介護予防支援	八王子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例	八王子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則	八王子市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領
地域密着型サービス	八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	/	八王子市地域密着型サービスの人員、設備及び運営の基準に関する条例及び地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領
介護予防地域密着型サービス	八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例		
総合事業	八王子市指定介護予防日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱		

II 趣旨（条例の性格）

① 条例（事業の人員・設備・運営の基準）

- ・ 各サービスを行うにあたって、その目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものです。
- ・ 各サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

② 各サービスを行う者又は行おうとするものが満たすべき基準等を満たさない場合

- ・ 指定又は更新は受けられません。
- ・ すでに指定を受けている事業所が基準を満たさなくなった場合、事業の休止又は廃止が必要です。
一時的に満たさなくて良いという猶予期間はありません。

III 用語の定義

① 「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る時間数を定めている場合は、32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法というものです。この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業員が訪問介護員（ヘルパー）と介護支援専門員（ケアマネージャー）を兼務する場合、当該従事者の勤務延時間数については訪問介護サービスの提供に従事する時間数だけを算入します。

（例）就業規則等で定めている常勤者の勤務時間が、1日8時間で週40時間の事業所で、
Dさんがヘルパー業務とケアマネ業務を兼務している場合

従業者	1日の勤務時間	週の合計勤務時間	1月（4週）の合計勤務時間	常勤換算方法
Aさん	8時間	40時間	160時間	460時間 (1月の合計勤務時間数) ÷ 160時間 (1月に1人が勤務すべき時間数) 2.8人
Bさん	7時間	35時間	140時間	
Cさん	4時間	20時間	80時間	
Dさん (ヘルパー)	4時間	20時間	80時間	
Dさん (ケアマネ)	4時間	20時間	80時間	
合計	23時間	115時間	460時間	

※ Dさんのケアマネ業務分の勤務時間は、ヘルパーの勤務延時間数には含まれません。

※ 国 Q&A「常勤換算方法により算定される従業員の休暇の取扱い」(平成 14 年 3 月 28 日事務連絡)もお読みください。

② 「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスに従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数です。

なお、従業員一人につき、勤務時間数に参入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業員が勤務すべき勤務時間数を上限とします。

③ 「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業員が勤務すべき時間数（週 32 時間を下回る時間数を定められている場合は 32 時間を基本とする。）に達していることを指します。

介護保険法上では雇用形態ではなく、勤務時間で判断しますのでご注意ください。

(例) 就業規則等で定めている常勤者の勤務時間が、1 日 8 時間で週 40 時間の事業所の場合、常勤者の 1 月の勤務すべき時間は、160 時間になる。

従業員	事業所の雇用形態	1 日の勤務時間	週の合計勤務時間	1 月の合計勤務時間	介護保険法での勤務形態
A さん	正社員	8 時間	40 時間	160 時間	常勤
B さん	正社員	7 時間	35 時間	140 時間	非常勤
C さん	パート	8 時間	40 時間	160 時間	常勤
D さん	パート	4 時間	20 時間	80 時間	非常勤

※ 兼務についての合計時間数

同一事業所によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、基準の中で業務に支障がない場合に限り兼務の可能を認めている職務については、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業員が勤務すべき時間数に達していれば、常勤としての要件をみたすものであるとすることとします。

④ 「専ら専従する」「専ら提供に当たる」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（通所介護及び通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤を問うものではありません。

ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことを持つて足りるものとなります。

(例) 9:00～17:00のサービス提供時間（通所介護及び通所リハビリテーション）

○ サービス提供時間中に1人分の専従として認められる場合

	計画された勤務表	実際の勤務時間	
		9:00～14:00	14:00～17:00
Aさん	9:00～14:00	介護職員として勤務	
Bさん	9:00～14:00	看護職員として勤務	
	14:00～17:00		介護職員として勤務

× サービス提供時間中に1人分の専従として認められない場合
(14:00～15:00まで介護職員が不在のため)

	計画された勤務表	実際の勤務時間		
		9:00～14:00	14:00～15:00	15:00～17:00
Aさん	9:00～14:00	介護職員として勤務	不在	
Bさん	9:00～15:00	看護職員として勤務		
	15:00～17:00			介護職員として勤務

4. 各基準（人員・設備・運営）

※ 各サービス事業所によって各基準が異なりますので、該当事業所の基準をよく理解の上、指定申請を行ってください。

※ その他国や東京都が通知している資料もお読みください。

I 人員基準

（介護保険法）

第74条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県（*）の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。（*）中核市に読み替えます。

⇒ サービス提供を行う前提として、**常に満たすことが必要**です。

（満たせなくなった場合は、事業の休止又は廃止届が必要になります。人員欠如が継続すると、指定が取り消されることがあります。）

（例）訪問介護

Q 現在利用者が減少し、サービス提供量が少ないため、サービス提供責任者と非常勤のヘルパー1名のみで運営しているが、適正か？また、人員基準を満たさないまま運営を続けてもよいという猶予期間はありますか？

A 運営基準に定められている人員基準は、事業所の指定を受ける（受け続ける）ための最低基準として定められています。この最低基準を満たさなくなった場合、指定介護サービス事業の運営をすることはできません。猶予期間というものはありません。

条例第5条第1項（従業員の配置の基準） 条例規則第3条第1項（従業員の配置の基準）	条例施行要領 第三の一の1（1） （訪問介護員等の員数）
指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに訪問介護員等を、 <u>常勤換算方法で、2.5以上置かなければならない。</u>	指定訪問介護事業所における訪問介護員等の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、 <u>職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、利用者数及び指定訪問介護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の職員を確保するものとする。</u>

Ⅱ 設備基準

(介護保険法)

第74条 (略)

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービス事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

⇒ サービス提供を行う前提として、**常に満たすことが必要**です。

(満たせなくなった場合は、定員変更、あるいは事業の休止・廃止が必要になります。)

(例) 通所介護

Q 指定申請上、食堂及び機能訓練室（以下「機能訓練室等」という）の面積に算入していたスペースの一部が使用できなくなりました。設備基準上、なにか問題がありますか？

A **機能訓練室等として使用できないスペースを面積に算入するのは適切ではありません。事業所内レイアウトの見直しを行った上で必要な機能訓練室等面積を確保してください。なお、必要面積の確保が難しい場合、利用定員数の見直しを行った上で、変更届の手续が必要となります。**

条例第 101 条（設備及び備品等） 条例規則第 18 条（設備の基準）	条例施行要領 第 3 の 6 の 2（2） （食堂及び機能訓練室）
食堂及び機能訓練室 それぞれ必要な広さを有するものとし、合計した面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供及び機能訓練を行う場合において、当該食事の提供及び機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。	指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室については、指定通所介護が通則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、次のとおりとすること。 ア. 3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされたが、狭隘な部屋、スペースを多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。 イ. 指定通所介護の機能訓練室等は、その機能を十分に発揮しうる適当な広さを有し、原則として、同一の室内で必要な面積を確保するものであること。

※ 建物や事業種別によっては、建築基準法や都市計画法等、他法の基準違反に抵触する

場合もありますので、必ず新規申請前の事前相談にてご確認ください（P2、38 参照）。

面積の考え方について

- 面積要件のある通所介護事業所や小規模多機能型居宅介護事業所等の機能訓練室等の面積の考え方については下記を参照ください。

① 面積は利用者が有効に使用できる面積（内法）で測るため、壁心から測ることは認められません。

※ 柱やパーティション等の部分も除算して計算してください。

② 棚、靴箱、荷物ロッカー（利用者用を含む）、洗面台、冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機、記録等のためのスペース等、食堂及び機能訓練のために利用者が直接使用しない設備が設置されている部分は面積に含まれません。

※ サービス提供時に利用者が直接使用するテーブルや椅子、ソファ、機能訓練に使用する器具等については面積からの除外は不要です。

③ 該当設備と他設備（静養室や事務室、玄関部分、通路・廊下部分、厨房、事務スペース等）を合算することはできません。

※ 通所介護事業所等での静養室については、個室又はカーテン等で仕切られた形状であり、介護を行うスペースも確保した上で面積を計算してください。

※ 厨房・キッチンとして従業者が使用するスペースは、食堂・機能訓練室の面積には含まれません。

④ 当該通所介護事業所の他の単位、または他の事業所、施設等が食堂及び機能訓練室内を通る構造の場合の当該通路部分は面積に含まれません。

※ 当該建物における通路・廊下部分については、原則として食堂及び機能訓練室の面積には含むことができません。利用者が機能訓練の一環として歩行訓練等に使用する場合も同様です。

Ⅲ 運営基準

⇒ サービス提供の実際について定めた基準

事業所は、常に適正な事業運営と、サービスの質の向上に努めなければなりません。

(例) 全サービス

Q 毎月の勤務表や出勤簿は作成する必要はありますか？また同一建物の場合、他事業所と一体した勤務表でも構わないですか？

A ① 事業所ごとに勤務体制を定められていることを確認するために、実態のわかるものの整備が必要です。月ごとの勤務表（予定）を作成し、タイムカード等で勤務状況（実績）を記録してください。法人の代表者や役員であっても、事業所の従業者（管理者含む）として勤務する場合は、タイムカード等勤務実績が確認できる記録が必要です。

Q サービス提供を行うにあたって、職員と雇用契約を交わす必要はありますか？またサービス提供の業務委託はできますか？

A ② 事業所の従業者からのサービス提供でなければいけません。事業所の従業者とは、雇用契約等により当該事業所の管理者の指揮命令下にある者を指し、事業所の従業者からのサービス提供でなければなりません。別の法人等へサービス提供の業務委託を行うことは、基準違反です。（サービスによって、解釈通知の記載内容が異なります。）

条例第11条 (勤務体制の確保等)	条例施行要領 第三の一の3 (4) (勤務体制の確保等)
	居宅条例第11条は、利用者に対する適切な指定訪問介護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。
1 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう各指定訪問介護事業所において、訪問介護員等の勤務の体制を定めなければならない。	① 指定訪問介護事業所ごとに、 <u>原則として月ごとの勤務表を作成し、訪問介護員等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすること。</u>
2 指定訪問介護事業者は、各指定訪問介護事業所において、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。	② 同条第2項は、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供すべきことを規定したものであるが、指定訪問介護事業所の訪問介護員等とは、 <u>雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある訪問介護員等を指すものであること。</u>

IV 独自条例部分

⇒ 東京都条例からの変更点について

(施設サービス、特定施設、地域密着型サービスを除く)

東京都条例からの変更箇所は、下記の事項になります。

1. 虐待防止

対象サービス	全居宅サービス・居宅介護支援・全密着型サービス
条文（代表例）	<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定居宅サービス事業者は、利用者への虐待の防止及び早期発見のため、従業員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。</p>
趣旨	<p>事業者は、養介護施設従業者による高齢者虐待の防止や養護者による高齢者虐待の早期発見、防止に努めるため、従業員の研修の実施その他の必要な措置を講じなければなりません。</p> <p>高齢者虐待の防止に関する研修としては市の高齢者福祉課が定期的に研修を開催していますので、こうした機会を活用するとともに研修参加者が他の従業者に研修内容を伝達する機会を設けるなど、幅広く職員全体に周知を図るよう努めてください。</p> <p>また、「その他の必要な措置」とは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下、「高齢者虐待防止法」という。）」第20条に規定される、養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者の責務</p> <p>① 養介護施設従業者等への研修の実施</p> <p>② サービスの提供を受ける高齢者又はその家族からの苦情の処理体制の整備</p> <p>③ その他、養介護施設従業者等による高齢者虐待の防止等のための措置などを指すものです。</p> <p>③の「高齢者虐待の防止等のための措置」とは、他の職員による高齢者虐待を発見した場合の事業所内での連絡・相談体制や、高齢者虐待防止法第21条の通報義務に基づく八王子市への通報体制を整備するとともに、これを定期的に職員に周知することをいいます。</p>

2. 成年後見制度の活用支援

対象サービス	全居宅サービス・居宅介護支援・全密着型サービス
条文（代表例）	<p>（指定居宅サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、利用者の権利の保護のため必要があると認められる場合には、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援するよう努めなければならない。</p>
趣旨	事業者は、認知症等により判断力の低下が疑われる高齢者を発見した場合は、必要に応じて関係機関と連携し成年後見制度の活用を支援するよう努めてください。

3. 障害者雇用

対象サービス	全居宅サービス・居宅介護支援・全密着型サービス
条文（代表例）	<p>（指定居宅サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 指定居宅サービス事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保及び労働環境の整備に努めなければならない。</p>
趣旨	居宅サービス事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨を尊重し、障害者の雇用確保や労働環境の整備に努めてください。

4. 障害者就労施設の調達機会の増大への協力

対象サービス	全居宅サービス・全密着型サービス
条文（代表例）	<p>（指定居宅サービスの事業の一般原則）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 <u>指定居宅サービス事業者は、その事業活動を通じて障害者就労施設等（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。）の受注の機会の増大に協力するよう努めなければならない。</u></p>
趣旨	<p>国や自治体、独立行政法人は、法の規定により障害者就労施設等の受注機会の増大を図ることとなっています。しかし、障害者就労施設等の受注機会の拡大を推進するためにはより広く協力を呼び掛けてゆく必要があります。市の障害者計画では企業との連携等により福祉的就労（障害者福祉施設等における就労）の充実を図ることを目指しており、「八王子市が行う障害者就労施設等からの物品等の調達方針」でも、平成27年度以降、協力を求める範囲を大学や民間企業等に拡大することを計画しています。</p> <p>こうしたことから、市では今回の中核市移行にあたり、市内の社会福祉施設・事業所に対して障害者就労施設等の受注機会の増大への協力を求めることとしました。</p>

5. 職員研修

対象サービス	全居宅サービス（福祉用具貸与、特定福祉用具販売を除く） 居宅介護支援・全密着型サービス
条文（代表例）	<p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第11条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の資質向上のため、外部の研修実施機関が行う研修（以下「外部研修」という。）その他の適切な研修の機会を確保しなければならない。</u></p>
趣旨	<p>研修には事業所内部で実施される内部研修と外部の研修実施機関が行う外部研修がありますが、内部研修の充実を図るためには適宜、外部研修を組み合わせ、新たな知識や考え方を導入する機会を設けていただく必要があると考えます。</p>

6. 内容及び手続の説明及び同意

対象サービス	全居宅サービス・居宅介護支援・全密着型サービス
条文（代表例）	<p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第12条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定訪問介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を<u>文書により</u>得なければならない。</p>
趣旨	<p>サービスの提供開始にあたっては利用申込者又はその家族に対して運営規程の概要や従業員の勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得なければなりません。この同意について国の解釈通知では利用者及び事業者双方の保護の立場から書面で確認することが望ましいとされています。</p> <p>そこで本市ではサービス提供開始の同意について文書同意を必須とします。</p>

7. 要介護認定の申請に係る援助

対象サービス	全居宅サービス・居宅介護支援・全密着型サービス
条文（代表例）	<p>（要介護認定の申請に係る援助）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する <u>60 日前から 30 日前までの間に、速やかに要介護認定の更新がなされるよう必要な援助を行わなければならない。</u></p>
趣旨	<p>要介護認定の期間には有効期限があるため継続的に介護サービスを利用する場合、定期的に認定の更新申請を行う必要があります。こうした認定については申請から30日以内に行うこととされていますが、認定調査に係る日程調整や主治医意見書の取得に時間を要する場合があることから、更新申請が可能となる有効期限の60日前から30日前までの間で、できるだけ早期に更新申請がなされるよう、必要な援助を行ってください。</p>

8. サービスの提供の記録

対象サービス	全居宅サービス・全密着型サービス
条文（代表例）	<p>（サービスの提供の記録）</p> <p>第 23 条 （略）</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、<u>当該記録の写しの交付</u>その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者 に提供しなければならない。</p>
趣旨	<p>居宅サービス事業者はサービス事業者間の密接な連携等を図るため利用者の求めがあった場合にはサービス提供の記録を利用者に提供しなければならないこととなっています。この記録の提供にあたり、透明性の確保を図るため提供される記録に原本の写しが含まれることを明記しました。</p>

9. 家族等に対するサービス提供の禁止

対象サービス	<p>訪問介護・訪問看護</p> <p>定期巡回随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護</p>
条文（代表例）	<p>（家族等に対するサービス提供の禁止）</p> <p>第 29 条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、利用者が当該訪問介護員等の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定訪問介護の提供をさせ てはならない。</p> <p>2 <u>前項のほか指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その配偶者又は 3 親等内の親族である利用者に対し指定訪問介護の提供をさせないよう努めなければ ならない。</u></p>
趣旨	<p>訪問介護、訪問看護においては同居家族によるサービス提供が禁止されています。しかし、家族による介護と介護保険給付の対象となるサービスとの区分を明確にする観点から、同居家族以外であっても利用者の配偶者や 3 親等内の親族である訪問介護員等にサービス提供させることは好ましくありません。そこで、本市では基準条例において配偶者や 3 親等内の親族にはサービス提供させないよう努める旨を規定しました。</p>

10. 掲示

対象サービス	全居宅サービス・居宅介護支援・全密着型サービス
条文（代表例）	<p>（掲示）</p> <p>第 33 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、掲示が著しく困難な場合は、利用者が自由に見ることができる場所に重要事項を記載した書面を設置することにより、掲示に代えることができる。</p>
趣旨	<p>国や都の基準では事業者は事業所の見やすい場所に、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならないこととなっています。しかし、小規模事業所においては掲示のための場所が乏しく、判読困難な状態で掲示せざるを得ないケースも見受けられます。</p> <p>そこで、こうした掲示が著しく困難である場合については利用者がこれらの重要事項を自由に閲覧できる環境を整えることで掲示に代えることができることとします。なお、この場合には閲覧場所が設けられていること、自由な閲覧が可能であることを利用申込者に周知してください。</p>

11. 事故発生時の対応

対象サービス	全居宅サービス・居宅介護支援・全密着型サービス
条文（代表例）	<p>（事故発生時の対応）</p> <p>第 39 条 （略）</p> <p>2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。</p> <p>3 指定訪問介護事業者は、前項の損害賠償に備えるため、保険加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
趣旨	<p>事業所はサービス提供に伴い賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行わなければならないこととなっています。この賠償に備えるため、国の解釈通知には損害賠償保険への加入や必要な資力を確保するよう努めなければならない旨が規定されています。</p> <p>高齢者へのサービス提供を行う介護事業所では事故発生を完全に防止することは難しく、万一の場合の賠償への備えを万全とするため、解釈通知に記載されている内容の条例への格上げを行いました。</p>

1 2. 衛生管理

対象サービス	通所介護・療養通所・通所リハ・短期入所（生活）・短期入所（療養） 地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護・看護小規模多機能居宅介護
条文（代表例）	<p>（衛生管理等）</p> <p>第 109 条 （略）</p> <p>2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講ずるとともに、<u>感染症の発生及びまん延の防止に係る研修を実施するよう努めなければならない。</u></p>
趣旨	<p>抵抗力の低下した高齢者が長時間共に過ごす介護事業所では、発生した感染症が事業所の他の利用者や従業者に急激に伝播することがあります。そこで、従業者の入職時や感染症が流行する季節の前などには、適宜、研修を実施するよう努めてください。</p> <p>※ <u>厚生労働省のホームページに「高齢者介護施設における感染対策マニュアル（平成 25 年 3 月）」が掲載されているため、こうしたものを参考に事業所としての処理マニュアルを作成し、定期的に職員周知を図ってください。</u></p>

1 3. 非常災害対策

対象サービス	通所介護・療養通所・通所リハ・短期入所（生活）・短期入所（療養） 地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護・看護小規模多機能居宅介護
条文（代表例）	<p>（非常災害対策）</p> <p>第 110 条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を策定し、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制 <u>並びに地域との連携の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。</u></p>
趣旨	<p>平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災や、平成 25 年 2 月長崎県における認知症グループホームの火災によって、自力避難が困難な高齢者施設等においては災害発生時に地域との連携が重要であることが浮き彫りになりました。国の解釈通知においても、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえる体制を作るよう規定されていますが、こうした点を明確にするため本市では基準条例に「地域との連携」を補足することとしました。</p>

14. 運営規程

対象サービス	短期入所（生活）・短期入所（療養）・小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護・看護小規模多機能居宅介護
条文（代表例）	<p>（運営規程）</p> <p>第 151 条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めなければならない。</p> <p>（1）事業の目的及び運営の方針</p> <p>（2）従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>（3）利用定員（市規則で定める場合を除く。）</p> <p>（4）指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>（5）通常の送迎の実施地域（当該指定短期入所生活介護事業所が通常時に指定短期入所生活介護の利用者の送迎を行う地域をいう。）</p> <p>（6）指定短期入所生活介護の利用に当たっての留意事項</p> <p>（7）緊急時等における対応方法</p> <p>（8）非常災害対策</p> <p>（9）<u>緊急やむを得ない場合に第 155 条第 4 項に規定する身体的拘束等を行う際の手続</u></p> <p>（10）その他運営に関する重要事項</p>
趣旨	<p>身体的拘束等は高齢者の人権を損なうおそれがあり、やむを得ない理由により実施する場合であってもその決定はできる限り慎重な検討の上でなされる必要があります。そこで、本市では身体的拘束等を行う場合の手続きを運営規定に定めていただくことを基準条例に規定しました。</p> <p>運営規定に定めるべき手続きの内容としては</p> <p>①身体的拘束等の必要性を判断する際の協議の方法</p> <p>②上記の協議に加わる職員の構成</p> <p>③夜間・深夜の時間帯に身体的拘束等の実施が必要となった場合の連絡、協議の方法</p> <p>などがあげられます。</p>

15. 身体的拘束等

対象サービス	短期入所（生活）・短期入所（療養）・小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護・看護小規模多機能居宅介護
条文（代表例）	<p>（指定短期入所生活介護の取扱方針）</p> <p>第 155 条 （略）</p> <p>2 ～ 3 （略）</p> <p>4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該指定短期入所生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、<u>市規則で定める緊急やむを得ない場合</u>を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。</p>
参考	<p>「八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」</p> <p>（身体的拘束等）</p> <p>第 36 条 条例第 155 条第 4 項の市規則で定める緊急やむを得ない場合は、次のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>(1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体に危険が及ぶ可能性が著しく高いこと。</p> <p>(2) 身体的拘束等を行う以外に当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための手段がないこと。</p> <p>(3) 身体的拘束等が一時的なものであること。</p> <p>2 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等審査委員会（管理者及びあらかじめ指定する従業者から構成され、身体的拘束等に係る判断その他必要な措置について審議する組織体をいう。）による判断を経て、行わなければならない。</p>
趣旨	<p>高齢者の人権を損なうおそれのある身体的拘束等の実施は真にやむを得ない場合のみとするよう、慎重に判断することが必要です。そこで、身体的拘束等を実施するのは基準条例の施行規則に定めた 3 つの条件全てを満たす場合に限定することとし、具体的な判断も管理者を含む複数職員の合議により行うこととしました。規則に規定した身体的拘束等にあたっての 3 要件は厚生労働省が平成 13 年に作成した「身体拘束ゼロへの手引き」に倣ったものです。</p>

16. 短期入所生活介護計画等の作成

対象サービス	短期入所（生活）・短期入所（療養）
条文（代表例）	<p>（短期入所生活介護計画の作成）</p> <p>第 156 条 管理者は、<u>おおむね 4 日以上</u>にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用する指定短期入所生活介護の継続性に配慮し、短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定短期入所生活介護の内容等を記載した短期入所生活介護計画（以下この条において「短期入所生活介護計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p>
趣旨	<p>国や都の基準では「相当期間にわたり」継続して入所することが予定される利用者については、短期入所（生活・療養）介護計画を作成しなければならないことと規定されています。ここでいう「相当期間」は「おおむね 4 日以上」を意味する旨、解釈通知に示されていますが、これを明確にするため条例に「おおむね 4 日以上」を明記することとしました。</p>

※ 独自条例部分に関する Q & A

質問	回答
<p>職員研修は、全てのスタッフに行われなければならないのか？</p> <p>例えば訪問介護だと、サービス提供責任者だけでなく訪問介護員全員に外部研修は必要か？</p>	<p>職員研修の機会については従来の都条例でも義務付けられており、座学や業務の中でベテラン職員からの育成指導など研修の形態は問いませんが必ず実施が必要となるものです。</p> <p>なお外部研修については、必ずしも全職員に必要となるものではありませんが、受講内容を事業所の内部研修に反映させるなど事業所全体で理解を深めていただく必要があります。</p>
<p>事業所内の掲示は重要事項だけで良いのですか？</p>	<p>本来、掲示義務の内容は、運営規定の概要、訪問介護員等の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項とされています。</p> <p>今回の緩和については上記の事項であり、別条「苦情処理」で定められている相談窓口、苦情処理の体制及び手順等については、引き続き掲示の義務がありますのでご注意ください。</p>

5.介護報酬の概要

I 介護報酬について

介護報酬とは、事業者が利用者（要介護者又は要支援者）に介護サービスを提供した場合に、その対価として事業者を支払われるサービス費用をいいます。介護報酬は各サービス毎に設定されており、各サービスの基本的なサービス提供に係る費用に加えて、各事業所のサービス提供体制や利用者の状況等に応じて加算・減算される仕組みとなっています。

なお、介護報酬は、介護保険法上、厚生労働大臣が社会保障審議会（介護給付費分科会）の意見を聞いて定めることとされています。

II 介護報酬に係る主な関係法令

	基準	解釈通知
居宅サービス	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
居宅介護支援	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
地域密着型サービス	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
介護予防地域密着型サービス	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	
介護予防サービス	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
介護予防支援	指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

総合事業	八王子市指定介護予防・日常生活支援総合事業の事業（第1号訪問事業及び第1号通所事業部分）に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱	/
------	--	---

※ この他算定要件については、国から通知やQ & Aが多数示されているので、厚生労働省のホームページ等で確認してください。

⇒ **算定にあたっては、基準や通知等に示されている算定要件を満たしていることが必要です。**
算定要件を満たさないまま報酬を請求していた場合は、遡って返還する必要があります。

Ⅲ 介護報酬算定上における端数処理について

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日第36号）

第2 居宅サービス単位数表（訪問介護費から通所リハビリテーション費まで及び福祉用具貸与費に係る部分に限る。）に関する事項

<p>1 通則</p> <p>(1) 算定上における端数処理について</p> <p>[1] 単位数算定の際の端数処理</p> <p>単位数の算定については基本となる単位数に加減算の計算（何らかの割合を乗ずる計算に限る。）を行う度に、小数点以下の端数処理（四捨五入）を行っていくこととする。つまり、絶えず整数値に割合を乗じていく計算になる。</p> <p>(例) 訪問介護（身体介護中心 30分以上1時間未満で402単位）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3級ヘルパーの場合 70%減算 $402 \times 0.70 = 281.4 \rightarrow 281$ 単位 ・3級ヘルパーで夜間早朝の場合 $281 \times 1.25 = 351 \rightarrow 351.25$ 単位 <p>※ $402 \times 0.70 \times 1.25 = 351.75$ として四捨五入するのではない</p> <p>[2] 金額換算の際の端数処理</p> <p>算定された単位数から金額に換算する際に生ずる1円未満（小数点以下）の端数については「切り捨て」とする。</p> <p>(例) 上記[1]の事例で、このサービスを月に5回提供した場合（地域区分は特別区）</p> <p>453 単位 \times 5 回 = $2,265$ 単位</p> <p>$2,265$ 単位 \times 10.72 円/単位 = $24,280.8$ 円 \rightarrow $24,280$ 円</p> <p>なお、サービスコードについては、加算等を加えた一体型の合成コードとして作成しており、その合成単位数は、既に端数処理をした単位数（整数値）である。</p>
--

IV 地区別単価について

介護報酬は事業所が所在する地域区分の単位数単価で計算します。八王子市の地域区分は、3級地（15%）です。（平成27年4月1日現在）

サービスの種類	3級地（八王子市）
・居宅療養管理指導 ・福祉用具貸与	10円
・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・夜間対応型訪問介護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援	11.05円
・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護	10.83円
・通所介護（地域密着型通所介護含む） ・短期入所療養介護	10.68円

V 介護報酬の問合せ先について

- 介護保険法第176条により介護報酬の請求事務は、東京都国民健康保険連合会（国保連）に委託していますので、請求に関する詳細については国保連にお問合せください。

国民健康保険団体連合会（国保連） 電話：03-6238-0011（代表）

- 介護報酬の算定や加算等の要件に関する問合せは、介護保険課 介護給付担当にお問合せください。

福祉部 介護保険課 給付担当 電話：042-620-7459

※ 問合せ先については、P42、43にも掲載してあります。

6. 指定後の変更等に係る届出について

I 変更届

各サービス事業者は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）で定める事項に変更があった場合、変更事由のあった日から **10 日以内** にその旨を届け出る必要があります。

届出の内容により、必要な書類や提出方法が異なりますので、以下をよく確認の上、書類を作成し、提出漏れ等のないようご注意ください。

※ 設備や移転等、変更内容によっては事前相談が必要な場合があります。

1. 届出が必要な事項

法人情報に関する変更内容	
1.	法人の名称
2.	法人住所等の変更（電話番号・FAX 番号）
3.	法人代表者の変更
4.	役員の変更
5.	定款・寄付行為・条例等の変更（当該指定事業に関するものに限る）

事業所情報に関する主な変更内容							
設 備	1. 事業所の名称						
	2. 事業所の住所、電話番号・FAX 番号						
	3. 事業所の建物の構造・専用区画						
人 員	4. 管理者の氏名及び住所						
	5. サービス提供責任者の氏名及び住所						
	6. 介護支援専門員の氏名及び住所						
	7. その他の従業者の変更（通所介護事業所のみ） ※ 生活相談員、看護職員、機能訓練指導員の変更						
運 営	8. 運営規程						
	<table border="1"> <tr> <td>営業日・営業時間の変更</td> <td>利用料の変更</td> </tr> <tr> <td>従業者数の変更</td> <td>事業実施地域の変更</td> </tr> <tr> <td>サービスの内容・提供方法の変更</td> <td>その他</td> </tr> </table>	営業日・営業時間の変更	利用料の変更	従業者数の変更	事業実施地域の変更	サービスの内容・提供方法の変更	その他
	営業日・営業時間の変更	利用料の変更					
	従業者数の変更	事業実施地域の変更					
	サービスの内容・提供方法の変更	その他					
	9. 協力医療機関の変更（短期入所生活介護・訪問入浴介護）						
10. 定員の変更							
11. 用具貸与に関する用具の消毒・保管方法の変更（福祉用具貸与）							

2. 提出書類一覧

各サービスによって提出書類が異なりますので、詳細は八王子市のホームページをご覧ください。
(P 3 9 に U R L を掲載してあります。)

3. 変更届提出における留意事項

- 下記の介護保険法にある事項に変更がある場合は変更後 10 日以内に提出してください。
- 提出については、「窓口へ持参」または「郵送」にて提出してください。
- 来庁の際は担当者が不在の場合がありますので、事前に電話で確認のうえ来庁してください。
- 郵送にて提出する場合は、「控」と「切手を貼った返信用封筒」を同封してください。

4. 郵送提出先

〒192-8501

東京都八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市役所 福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当 宛

Ⅱ 休止・再開・廃止届

1. 休止

- 事業所の営業を休止する場合は、事前（1 月前まで）の届出が必要です。
- 必ず、事前に八王子市高齢者いきいき課にご相談の上、届出書を提出してください。

2. 再開

- 休止していた事業所を再開する場合は、再開後 10 日以内の届出が必要です。
- 必ず、事前（再開の 1 ヶ月前）に八王子市高齢者いきいき課にご相談の上、届出書を提出してください。休止事由等により提出書類が異なることがあります。
- 休止前と変更がある場合は、別途変更届出が必要となりますので再開の届出と合わせて提出ください。

3. 廃止

- 事業所を廃止する場合は、事前（1 月前まで）の届出が必要です。
- 必ず、事前に八王子市高齢者いきいき課にご相談の上、届出書を提出してください。

4. 提出書類一覧

詳細は八王子市のホームページをご覧ください。
(P 3 9 に U R L を掲載してあります。)

Ⅲ 加算届

すでに届け出た内容を変更して加算等を行うには、事前に届出が必要です。加算届出を提出する場合は、サービスによって提出期限が異なります。加算を算定するにあたって必要な書類を揃えて、算定を開始したい月に間に合うよう提出してください。提出先等は、変更届と同様になります。

※ 期日までに届出を提出しないと、サービスを提供しても加算等は算定できません。

1. 届出の締切日等

加算等を届け出た日及び算定開始月一覧

サービス名	届出日と算定開始月
訪問・通所（密着型含む）サービス 福祉用具貸与 居宅介護支援・介護予防支援 定期巡回・随時対応型サービス 夜間対応型訪問介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護	①当該月の15日以前に届出 → 翌月から算定 ②当該月の16日以降に届出 → 翌々月から算定
緊急時訪問看護加算	届出が受理された日から算定
短期入所サービス 認知症対応型共同生活介護	届出が受理された日が属する月の翌月から算定 ※月の初日の場合は当該月から算定

2. 加算の要件を満たさなくなった場合

事業所の体制等が加算等の基準に該当しなくなった（該当しなくなるのが明らかになった）時には、速やかに届け出ることが必要になります。加算等の算定は、基準に該当しなくなった日から行うことができません。

※ 加算等の要件を満たしていないにもかかわらず、届出を行わず請求を行った場合は、不当利得となり、行政処分等になる場合がありますのでご注意ください。

3. 提出書類一覧

各サービスによって提出書類が異なりますので、詳細は八王子市のホームページをご覧ください。
(P39にURLを掲載してあります。)

IV 更新申請

平成18年4月の介護保険制度改正により、事業者の指定は、6年ごとに更新を受けなければ効力を失うこととされました。

八王子市では、指定更新を迎える事業所に対して、指定の効力が満了を迎える約6か月前に更新勧奨通知を送付します。勧奨通知の案内に従って期日までに書類を提出してください。

指定更新申請書の提出後に、人員や運営基準等を満たせず更新を取り下げの場合は、下記例を参考に「指定更新申請書の取下げ願い書」を提出してください。

平成 年 月 日

指定更新申請書の取下げ願い書

八王子市長 殿

法人所在地

法人名

代表者職 ・ 氏名 ・ 代表者印

指定介護事業の更新申請書を提出していましたが、下記の理由により取下げします。

記

介護保険事業所番号

事業所住所

事業所名称

サービス種類

指定年月日

取下げ理由

連絡先・担当者名

7. 事故報告について

介護保険事業者はサービス提供による利用者のケガ及び死亡事故等について市に報告を行う必要があります。事故発生時には「介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領」に基づき、「事故報告書」をご提出ください。感染症が発生した場合は、市の保健所にも連絡する必要があります。

なお、指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスを提供する際に発生した事故についても、該当する事故が発生した場合は報告及び提出の必要があります。

介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領（抜粋）

第3条 報告すべき事故の範囲は、原則、次のとおりとする。

- 一 サービス提供による利用者のケガ及び死亡事故等（以下「ケガ等」という。）
 - （1）ケガ等とは、死亡事故のほか、転倒・転落による骨折・出血等、火傷、誤嚥、異食及び誤与薬等で医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）、または入院したものを原則とする。ただし、擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。
 - （2）事業者側の責任や過失の有無は問わない。（利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も含む。）

例）利用者間同士のトラブル、無断外出、交通事故等
 - （3）サービス提供には、送迎・通院時も含む。
- 二 感染症、食中毒、及び疥癬

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、次のものをいう。

 - （1）[別表](#)に規定する一から五類の感染症。（ただし、五類の定点把握を除く。）
 - （2）新型インフルエンザ等感染症
 - （3）（1）に相当する指定感染症
 - （4）新感染症
- 三 従業員の法令違反、不祥事等、利用者の処遇に影響があるもの。

例）利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など
- 四 その他、震災、風水害及び火災その他これらに類する災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故
- 五 前各号以外で、特に報告を求められた場合

【介護保険事業者における事故発生時の報告取扱要領】

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyoku/34017/034035.html>

【事故報告書】

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/dbps_data/_material/_files/000/000/025/813/jikohoukokusho.xls

8. 各所管課等への事前確認が必要な主な事項

介護保険法に基づく指定介護事業所は、建築基準法や消防法、老人福祉法などによる建物の構造や設備などの制約がある場合があります。このため、開設にあたっては介護保険法以外の基準に抵触していないことが前提になり、申請前に各所管課に確認することが必要です。なお、各所管課に確認する際は、必ず建物の設置場所や建物の構造、図面（平面図、配置図）等を持参し、ご来庁の場合は必ず電話で予約をしてください。

1. 事業所開設予定地の用途地域等の確認

※ 予定地の用途地域等によっては事業所が開設できないことがあります。

○ 予定地の用途地域等の確認

都市計画部 都市計画課 電話：042-620-7302

○ 該当の用途地域に事務所が開設できるかの確認

まちなみ整備部 建築審査課 電話：042-620-7310

2. 事業所の建物の用途確認

※ 既存建物を改修して事業所を開設する場合、建物用途の変更が必要となることがあります。

※ 建築基準法では、建物の用途により防火、避難関係の規定が異なり、建物用途の変更に伴って、追加の設備等が必要になることがあります。

※ 建築審査課から是正の指示があった内容については、必ず是正するとともに、手続きが必要な場合は、申請期日までに完了させてください。（手続きには時間を要する場合がありますので、ご注意ください。）

まちなみ整備部 建築審査課 電話：042-620-7310

3. 消防法上の設備や手続き（防火対象物使用開始届等）等の確認

介護保険法に基づく指定介護事業所の中には、消防法上の設備や手続きが必要な場合があります。この場合は、原則として申請時までには手続きを完了させる必要があります。

また、通所介護事業所等の設備を利用し、通所介護事業所等の営業時間外に宿泊サービスを提供する場合は、従来から義務づけられている消防用設備等のほかに、新たに設備の設置等が必要となりました。詳細については八王子消防署にお問合せください。

八王子消防署 予防課 予防係 電話：042-625-0119

※ 問合せ先については、P 42、43にも掲載してあります。

9. 関連ホームページリンク先、関連通知等

I 八王子市の関連ホームページリンク

【八王子市条例関係】

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/48219/index.html

【八王子市暴力団排除条例】

<http://www.city.hachioji.tokyo.jp/moshimo/bohan/031919.html>

【届出様式等】

各サービスのページより必要な様式等をご使用ください。

制度改正等で随時更新を行う場合があるため、その都度該当様式を確認した上で提出してください。

（居宅サービス）

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/46516/index.html

（地域密着型サービス）

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/48123/index.html

（居宅介護支援）

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/48217/index.html

【事故報告関係】

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/18565/025813.html

【市のお知らせ（事業所向け）】

事業者向けに市からお知らせがあった場合は、こちらに掲載しますので、適宜ご覧ください。

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/48215/index.html

【ケアマネージャーガイドライン】

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/18565/042643.html

【「八王子市ケアプラン自己点検支援マニュアル」様式集】

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/18565/025686.html

【軽度者に対する福祉用具貸与（例外給付）の取扱いについて】

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/18565/037039.html

【業務管理体制の届出（八王子市）】

P 8、9の届出先が八王子市に該当する場合は、こちらのホームページを参考にしてください。

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/korei_shogai/48215/053598.html

Ⅱ 厚生労働省の関連ホームページリンク

【厚生労働省（介護・高齢者福祉）】

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis
ha/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis
ha/index.html)

【介護サービス関係 Q&A】

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ga/i
ndex.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ga/i
ndex.html)

【高齢者介護施設における感染対策マニュアル】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/>

【医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

【介護労働者の労働条件の確保・改善のポイント】

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/g
yosyu/kantoku/090501-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/g
yosyu/kantoku/090501-1.html)

【平成 27 年度介護報酬改定について】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000080101.html>

Ⅲ 東京都の関連ホームページリンク

【かいてき便り】

東京都より定期的に発行されている通知です。

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/kaiteki.h
tml](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/kaiteki.h
tml)

【業務管理体制の届出（東京都）】

P 8、9の届出先が東京都に該当する場合、東京都のホームページを参考にしてください。

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodok
e/gyoumukannritaisei.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodok
e/gyoumukannritaisei.html)

【事業活動と個人情報】

東京都が発出している個人情報に関する資料です。

<http://www.kojinjoho.metro.tokyo.jp/>

【東京都の通知】

東京都より発出している人員に関する資格要件や入居者等から支払いを受け取ることができる利用料等について等の通知です。市より特段の通知がない場合は、東京都が発出した通知と同様の取扱いになります。

(全サービス共通する通知等)

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tuutitou/zen.html

【生計困難者負担等軽減制度の届出】

実施される場合は、市（介護保険課給付担当）及び東京都に届出が必要になります。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/jigyo/keigen.html

【高齢者虐待と権利擁護関連】

東京都が発行している、高齢者虐待と権利擁護関連のパンフレット等です。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/zaishien/gyakutai/pamphlet/>

IV その他関連ホームページリンク、関連通知等

【国民健康保険団体連合会（国保連）】

<http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/>

【東京都苦情相談白書（国保連）】

http://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/nursing_office/statistical_material/white_paper.html

【労働基準法のあらまし（労働局）】

http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/roudou_kijun/_84882.html

【八王子消防署】

<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-hatiouji/>

【関連通知等】

□ 介護保険関連

・介護制度改革 INFORMATION

国より定期的に発行されている通知です（平成18年11月以前）。

・介護保険最新情報

国より定期的に発行されている通知です（平成18年12月以降）。

□ 虐待防止関連

・身体拘束ゼロへの手引き

国より発行された手引きです。

10. 問合せ先一覧

I 八王子市

1. 指定、届出（変更届・休廃止届・加算届）等提出先、人員・設備・運営基準に係る問合せ

対象サービス：（介護予防）居宅サービス事業所、居宅介護支援事業所、
（介護予防）地域密着型サービス事業所、介護予防支援

※ 特定施設入居者生活介護及び介護老人福祉施設に併設される短期入所生活介護、介護老人保健施設
・介護療養型医療施設に併設される通所リハビリテーション、短期入所療養介護を除きます。

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目 24 番 1 号

八王子市役所 福祉部 高齢者いきいき課 **事業者指定担当（居宅系サービス担当）**

電話：042-620-7452 FAX：042-623-6120

※ 医療系サービス（みなし指定：病院、診療所、薬局）については、みなし指定が不要の場合は、上記に
「不要の申し出」を提出してください。

対象サービス：介護保険施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、特定施設

※ 特定施設入居者生活介護及び介護老人福祉施設に併設される短期入所生活介護、介護老人保健施設
・介護療養型医療施設に併設される通所リハビリテーション、短期入所療養介護を含みます。

福祉部 高齢者いきいき課 **事業者指定担当（施設系サービス担当）**

電話：042-620-7452 FAX：042-623-6120

2. 介護報酬（加算や算定等の要件・過誤調整）に係る問合せ

対象サービス：全サービス

福祉部 **介護保険課 給付担当**

電話：042-620-7459 FAX：042-620-7418

3. 高齢者の施設整備に関する問合せ

福祉部 高齢者いきいき課 **施設整備担当**

電話：042-620-7294 FAX：042-623-6120

4. 事故報告提出先

福祉部 介護保険課 総務担当

電話：042-620-7442 FAX：042-620-7418

※ 感染症が発生した場合は、保健所にも連絡してください。

健康部（八王子市保健所）保健対策課

電話：042-645-5111

5. 苦情相談窓口

福祉部 高齢者福祉課 相談担当

電話：042-620-7420 FAX：042-624-7720

6. 指導監査

福祉部 指導監査課 介護保険指導監査担当

電話：042-620-7296 FAX：042-622-7018

7. 生活保護法による介護扶助の指定介護機関に係る事項について

福祉部 生活福祉総務課 医療・介護担当

電話：042-620-7370 FAX：042-627-5956

8. 事業所開設予定地の用途地域等の確認窓口

- 予定地の用途地域等の確認

都市計画部 都市計画課

電話：042-620-7302

- 該当の用途地域に事務所が開設できるかの確認

まちなみ整備部 建築審査課

電話：042-620-7310

9. 事業所の建物の用途確認窓口

まちなみ整備部 建築審査課

電話：042-620-7310

10. 消防法上の設備や手続き（防火対象物使用開始届等）等の確認

八王子消防署 予防課 予防係

電話：042-625-0119

II その他

1. 国民健康保険団体連合会（国保連）

電話：03-6238-0011（代表）

2. 国保連苦情相談窓口

電話：03-6238-0177

3. 八王子労働基準監督署

電話：042-642-5296